

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条から第3条 略</p> <p>(対象研修生)</p> <p>第4条 補助事業における研修生は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 森林整備等のために、補助事業者が必要と認める者（過去に同種の研修助成金を受けた者を除く）。</p> <p>(2) 研修開始年度の4月1日現在において18歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。</p> <p>(3) 研修開始時点において、林業に従事していない者。</p> <p><u>(4) 林業就業経験が通算1年未満の者。</u></p> <p>(5) 研修終了後1年以内に、原則、研修受入林業事業体（以下「受入事業体」という。）との常勤雇用契約の締結により就業を予定する新規就業希望者。</p> <p>(6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。</p> <p>第5条から第23条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第13条<u>第2号</u>、第15条、第17条、第19条、第20条及び第22条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年3月23日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条から第3条 略</p> <p>(対象研修生)</p> <p>第4条 補助事業における研修生は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 森林整備等のために、補助事業者が必要と認める者（過去に同種の研修助成金を受けた者を除く）。</p> <p>(2) 研修開始年度の4月1日現在において18歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。</p> <p>(3) 研修開始時点において、林業に従事していない者。</p> <p>(4) 研修終了後1年以内に、原則、研修受入林業事業体（以下「受入事業体」という。）との常勤雇用契約の締結により就業を予定する新規就業希望者。</p> <p>(5) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。</p> <p>第5条から第23条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、<u>第6条から第9条まで、第12条</u>、第13条、第15条、第17条、第19条、第20条及び第22条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p>